

総会議案に対する議事運営規則第8条第4項による 事前質問書

<議事運営規則第8条第4項>

質問しようとする者は、定時総会にあつては5日前（本年度は令和5年5月21日（日））までに、質問事項を事務局に文書で提出するものとする。

商号 _____

氏名 _____

第（ ）号議案に対して

第（ ）号議案に対して

※質問しようとする者はこの用紙で、令和5年5月21日（日）までに下記のFAX番号に送信してください。

FAX 098-868-7963
098-864-1994